



かめおか まるごと「まなび」の保障構想

かめおか誰一人取り残されない「まなび」の保障を目指して



令和8年3月
亀岡市教育委員会

教育長からのメッセージ

不登校とは、心理的・情緒的・身体的な要因とともに、周囲の環境や社会的背景が複雑に絡み合う結果として生じる、広義の社会的現象であると認識しています。したがって私たちは、児童生徒が「登校する」という結果のみを目標とするのではなく、以下のような教育的営みを重視しています。

- 一 私たちは、児童生徒が自らの内面に目を向け、自分自身を深く理解する過程を支援します。
- 二 私たちは、児童生徒に自己理解を踏まえた主体的な生き方の形成を促し、社会的な自立につながる道筋を見い出すことを目指します。
- 三 私たちは、学校と地域、家庭が連携し、学習に取り組む機会を多様化させることで、児童生徒の社会的参画の意欲と関心を高めます。

亀岡市教育委員会としましては、家から出ることが困難であったり、社会とのつながりが希薄化していたり、または学習に向かう機会が不十分な状況にあたりする児童生徒に対して、社会的な自立につながる「まなび」を選択できる機会・場を確保することを最優先課題として位置付け、こうした認識のもと、本構想を掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

目次

第1章 策定の主旨	2
1 策定の経緯	
2 策定の目的	
3 計画期間	
第2章 現状と課題	3~13
1 国や京都府の動向	
2 亀岡市の不登校児童生徒の現状	
3 亀岡市の二一ズ調査の分析結果	
第3章 理念・基本方針・施策	14~18
1 理念・基本方針・施策の方向性	
2 各施策について	

かめおか

まるごと「まなび」ネットワーク

～ まちじゅうが、あなたのまなびを応援するチーム！ ～



『かめおか まるごと「まなび」ネットワーク』とは ▶▶▶

「子どもたち一人ひとりの成長を、亀岡のまち全体で支えよう」そんな思いから目指す、地域の大きなネットワークです。学校や教育委員会だけでなく、福祉、医療、地域団体、そして地元の企業など、立場の違う大人たちが手を取り合っています。

子どもたちの「学びたい」という気持ちや、日々の悩みは一人ひとり違います。「学校に行きづらい時期がある」「もっと広い世界を知りたい」「将来の夢を見つけたい」そんな子どもたちの気持ちや悩みに、関係機関がバラバラに動くのではなく、しっかりと情報を共有し、手をつなぎ合わせることで、途切れることのないサポートを届けていきます。

私たちは、子どもたちがどこにいても、どんな状況にあっても、自分らしく「まなび」を続けられる環境をつくりたいと考えています。亀岡のまち全体が大きな学び舎（まなびや）となり、みんなで成長を見守り、応援し続けていく。それがこのネットワークの役割です。

第1章 策定の主旨

1 策定の経緯

亀岡市教育委員会では、令和4年3月に策定した第2次亀岡市教育振興基本計画の目指す人間像「ふるさとを愛し、心豊かにみらいを共にきりひらく」を教育の基本理念として、教育活動を推進しています。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に注力を要する社会全体で取り組むべき課題である小・中学校の不登校児童生徒数については年々増加し、令和6年度には全国で35万人に達しています。その背景には、新型コロナウイルス感染症の影響等もあると指摘されていますが、根底には、子どもたちの社会的な自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われています。今後、学校は社会の変化に対応しつつ、子どもの多様性に適応していくことが求められます。

各自治体における不登校児童生徒に対する支援の役割は、より一層大きくなっており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年公布）に基づき、様々な施策を展開しているところです。令和5年3月には、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、「COCOLOプラン」が示されました。

これらを受けて、本市においても、現状を把握し、現行の不登校支援に関する取組の成果と課題を明らかにし、これまでの取組を踏まえ、時代とニーズに即した対応をしていかなければなりません。

2 策定の目的

児童生徒が学校に登校しない、あるいはしたくてもできない状況になるのは多様な要因・背景が考えられますが、その要因・背景の追究だけでは、不登校対策にはつながりません。

すべての子どもたちの「まなび」を保障することにより、子ども達が学びたいと思った時に学べる環境を整え、学校と保護者・地域、関係機関が連携しながら、社会全体で子どもたちの人格の形成や社会的な自立を支えるために、徹底的に寄り添うことを目的とし当構想を策定します。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、当構想については、必要に応じて適宜見直しを図ります。

第2章 現状と課題

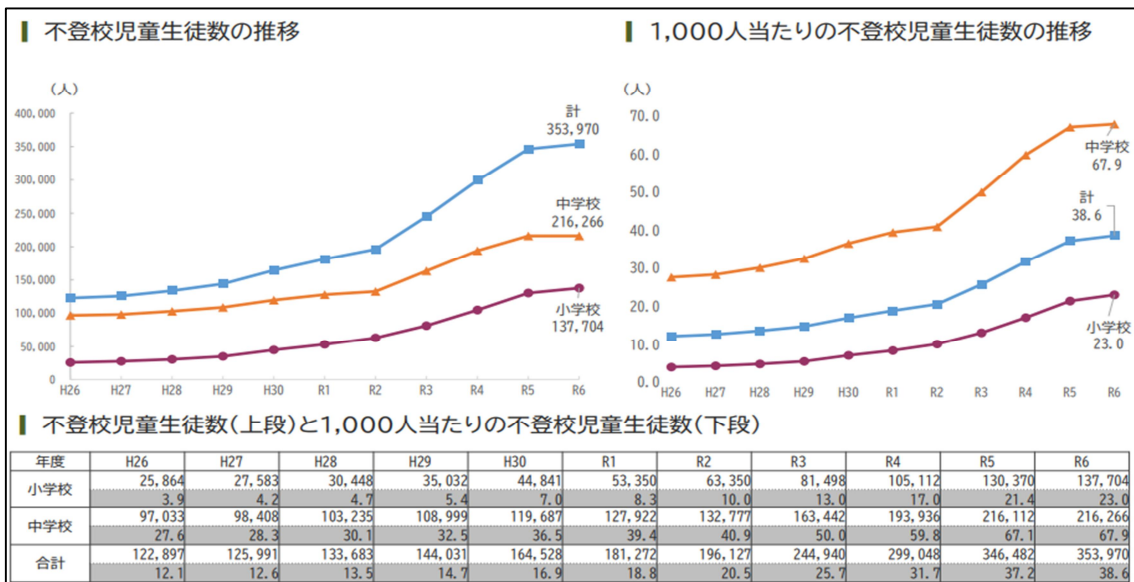
※不登校児童生徒とは・・・

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

Ⅰ 国や京都府の動向

(1) 国の動向

わが国では、登校拒否・不登校への調査が1966年から始まり、60年以上が経過しました。不登校の小・中学生の人数は、1970年代半ばから増加し始め、80～90年代で激増しました。2000年代に入ってから、12～13万人の高止まりとなっていました。平成28(2016)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されて以降、不登校の人数は増加の一途をたどっています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年度以降からさらに急激な増加をたどり、令和6年度は、全国の小・中学校の不登校児童生徒数が35万3,970人となり、昨年度より増加率は低下したものの過去最高を更新しました。



(令和7年10月 文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より)

【国の不登校に対する考え方】

①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布

平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題行動であると受け取らないよう配慮することなど児童生徒の状況に応じた支援を行うことが示されました。基本理念として、次の5点が示されています。

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境を確保する
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行う
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境を整備する
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自主的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上を図る
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携をとる

②「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)

令和元年10月、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が出され、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が以下のとおり示されました。

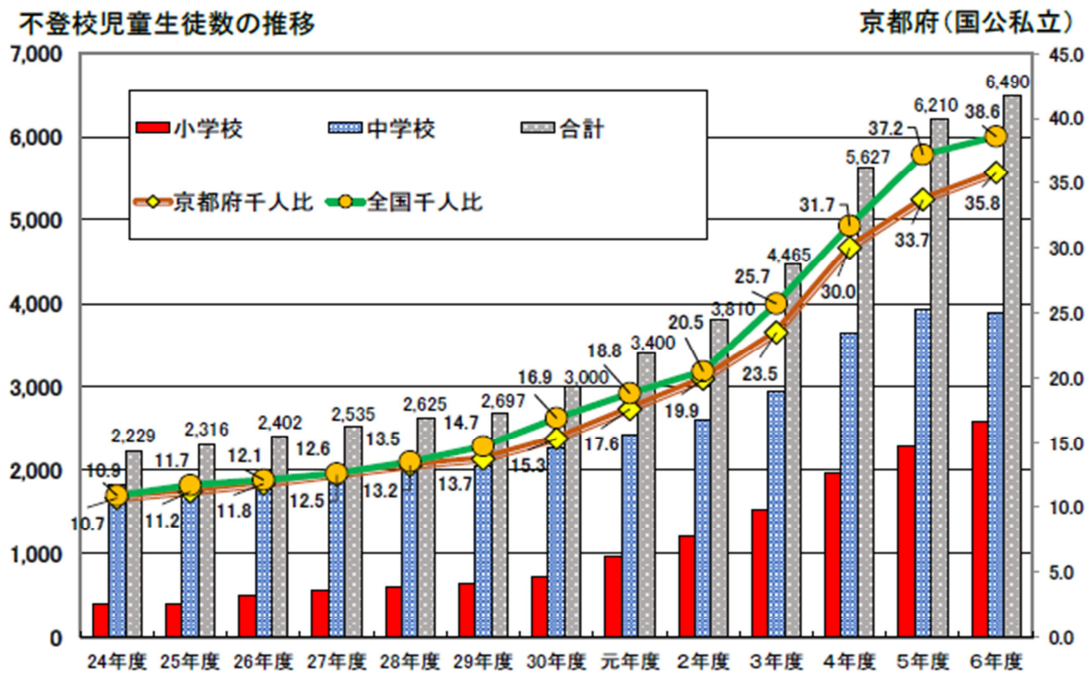
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

③「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、文部科学大臣のもと、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が取りまとめられ、以下の三つの方針が示されました。

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

(2) 京都府の動向及び施策



(令和7年10月 京都府教育委員会「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についてより」)

令和6年度の不登校児童生徒の出現率は、小学校2.22%、中学校6.07%となっており、国の出現率の小学校2.30%、中学校6.79%よりも低い値となっています。過去8年間を国と比較をしても国と同様に出現率は上昇しているが、国の出現率よりは毎年低い値となっています。

京都府教育委員会の不登校児童生徒に対するこれまでの取組として、次のような施策を実施しています。

① スクールカウンセラーの配置

小・中・義務教育学校における教育相談体制の充実及び強化を図るため、臨床心理士又は公認心理士の資格を有する者のうち、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について経験のある者を全学校に配置し、業務内容は下記の通りです。

ア 児童生徒等へのカウンセリング

イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

ウ 教員のカウンセリング能力等向上のための研修の実施に対する助言・援助

エ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施に対する助言・援助

② まなび・生活アドバイザーの配置

児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施するために、社会福祉士又は精神保健福祉士などの有資格者（小学校は教員免許状取得者）を学校に配置し、業務内容は下記の通りです。

- ア 課題を抱える児童への生活習慣の確立及び学習習慣の定着並びに生徒指導上の課題解決に向けた指導
- イ 教職員及び保護者への指導・助言
- ウ 教育委員会及び関係機関（民生児童委員、児童相談所等の福祉機関）等との連携

③ 心の居場所サポーターの配置

不登校傾向の児童生徒の悩み、不安、ストレス等を解消し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために非常勤職員を配置しています。以前は亀岡市に4校配置されていましたが、コロナ禍により令和2年度から全校配置し、業務内容は下記の通りです。

- ア 相談室等における児童生徒への学習支援
- イ 不登校傾向の児童生徒の悩み相談・話し相手
- ウ 体験活動の計画と実施
- エ 学校の教育相談活動の支援

④ 不登校児童生徒支援拠点整備事業

教育支援センターを不登校児童生徒支援の中核的な拠点として位置づけ、通所者に対する支援を行うとともに、通所を希望しない者への訪問型支援・不登校児童生徒の状況把握・教育相談の支援が行える体制整備を図るため、下記の専門スタッフを教育支援センターに配置しています。

- ア スクールカウンセラー（臨床心理士等の有資格者）
- イ まなび・生活アドバイザー（社会福祉士等の有資格者）
- ウ 心の居場所サポーター

⑤ 不登校支援システム構築事業（令和5～7年度）

小中の切れ目のない支援につなげていくシステムを構築するために、府内で事業実践校区（南丹局は詳徳中ブロック）を指定し、校内に居場所を設ける等の取組を推進する事業で、実施内容は下記の通りです。

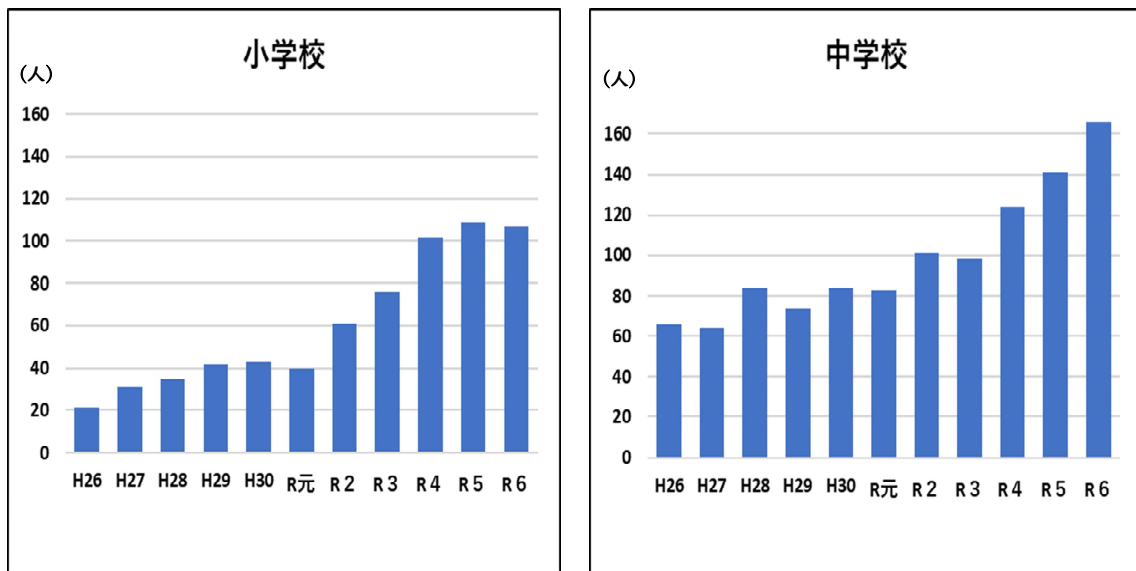
- ア アセスメントシートを作成して不登校の多様な要因を早期から把握し、適切な支援につなげる取組の推進
- イ 教室に入りづらい児童生徒の居場所として校内教育支援センターを設置
- ウ 小中連携による不登校支援

2 亀岡市の不登校児童生徒の現状

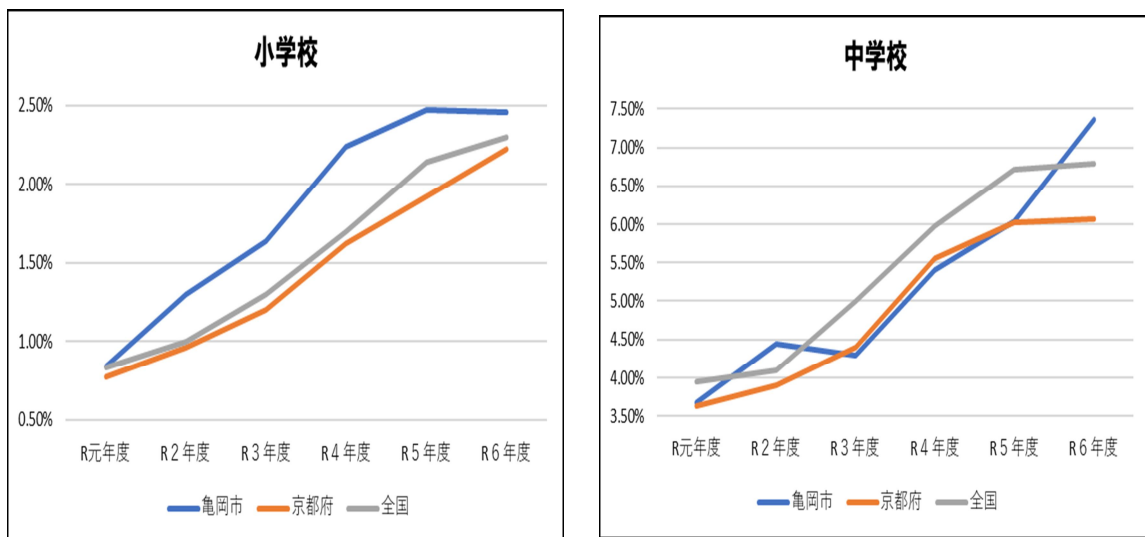
(1) 亀岡市の不登校児童生徒の状況

亀岡市では、全国の状況と同じく不登校児童生徒数が年々増加傾向にあります。特に新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年度以降は小学校、中学校共に急激な増加の状態になっています。出現率においては、小学校では令和元年度以降、国や京都府の出現率よりも高くなっており、その差は年々開いています。また、中学校は令和5年度までは、国の出現率よりは低いものの京都府と同じ数値の出現率で、令和6年度は国、京都府よりも大幅に高い出現率となりました。(図1・図2参照)

<図1> 過去10年間の亀岡市の不登校児童生徒数



<図2> 過去6年間の不登校児童生徒の出現率(全国・京都府・亀岡市比較)



また、文部科学省調査の「不登校児童生徒について把握した事実」の項目を比較してみると、小中学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」(30.4%)が最も高く、続いては「不安・抑うつ」の相談(29.3%)、「生活リズムの不調に関する相談」(22.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」(10.6%)の順で多くなっており、全国と類似している結果となりました。(表1参照)

<表1>不登校児童生徒について把握した事実 全国と亀岡市の比較

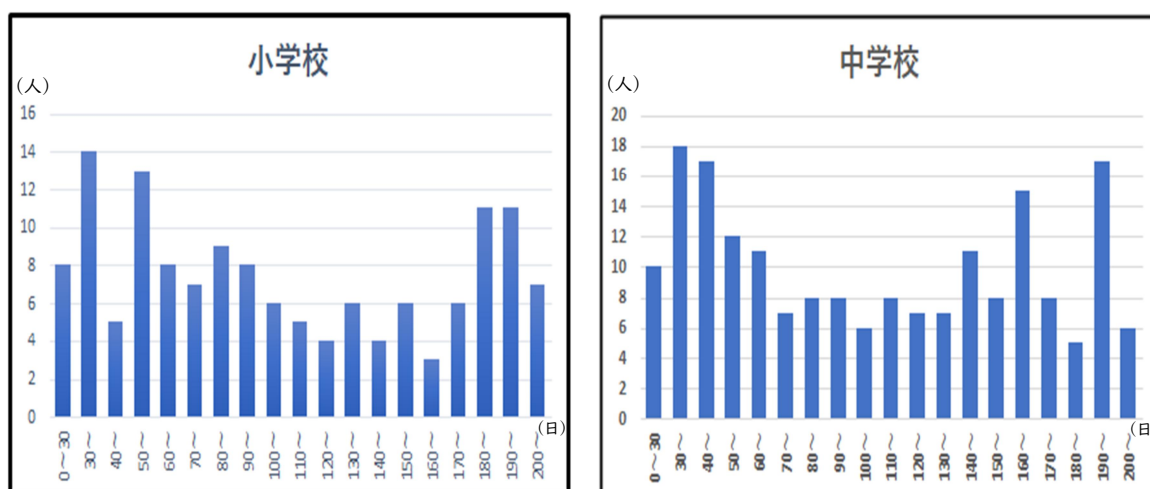
全国			亀岡市		
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	30.1%	1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	30.4%
2	生活リズムの不調に関する相談	25.0%	2	不安・抑うつ」の相談	29.3%
3	不安・抑うつ」の相談	24.3%	3	生活リズムの不調に関する相談	22.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出	15.6%	4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出	10.6%

文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より

令和6年度亀岡市独自調査より

亀岡市としては、不登校の要因と出席状況との関係性などを調べてきましたが、亀岡市の基本理念に即し、すべての子どもたちの社会的自立に向けた学びの保障を確保するため、支援場所と欠席状況から分析することになりました。<図3>では、小学校・中学校のそれぞれの出席状況を細かく分類しました。その結果、小学校・中学校共に【60日以下の欠席者】と【140日以上の欠席者】の割合が高いことが分かりました。

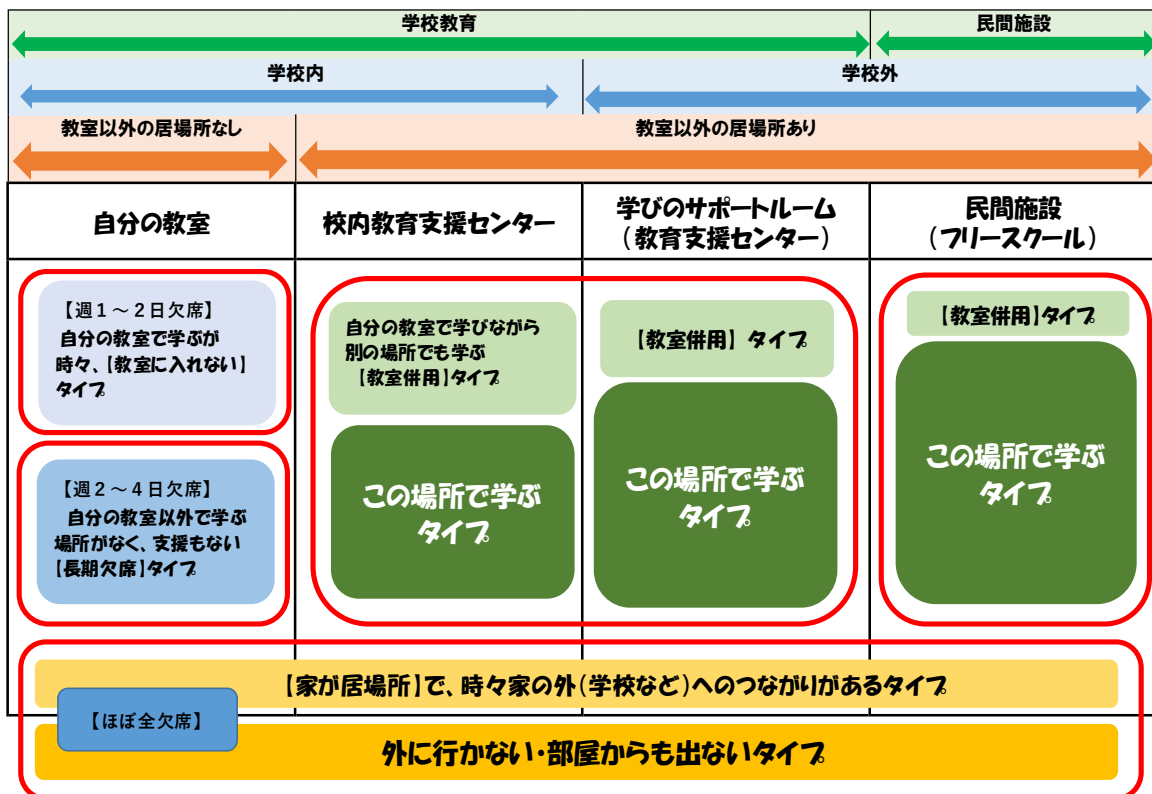
<図3>令和6年度欠席日数別の長期欠席者数の状況



(2) 教室以外で学んでいる長期欠席者の欠席日数別状況

長期欠席者（不登校児童生徒を含む）の状況を、【支援を受けている居場所】に注目してタイプを分けてみました。例えば、校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒の中には、【自分の教室に居場所がありながら、時々校内教育支援センターを利用する者】、【校内教育支援センターが居場所ですこを中心に支援を求めている者】、【家庭が居場所ですこから時々外に出るための居場所になっている者】など細かく状況に応じて分類し、それぞれに必要な支援を検討することになりました。（図4参照）

<図4>

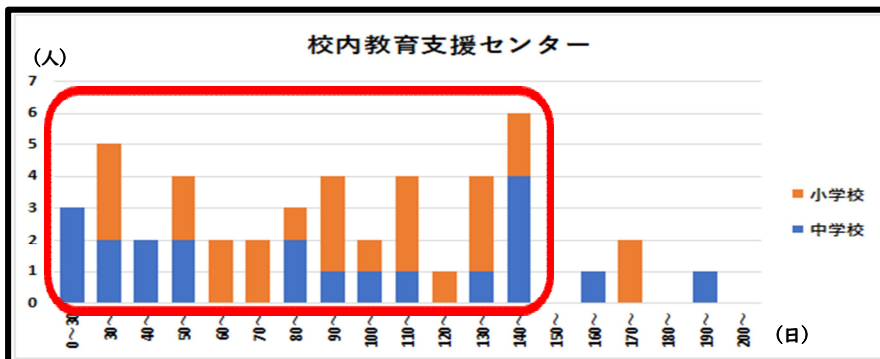


*この表は、児童生徒を場所によってタイプ分けをし、支援をしていくものではありません。この表はあくまでも「学びの保障の支援」を考えるうえで分類しているものであり、実際には複数の場所を併用している児童生徒もいます。また、時期や状況によって変化していくものであり、一概にこの分類だけで支援を判断していくものではありません。

また、それぞれのタイプの人数の割合を調べたところ、令和6年度では、学校の教室以外の校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒の割合は長期欠席者の約20%、学びのサポートルーム(教育支援センター)で支援を受けている児童生徒の割合は約10%、民間施設で支援を受けている児童生徒の割合は約10%でした。

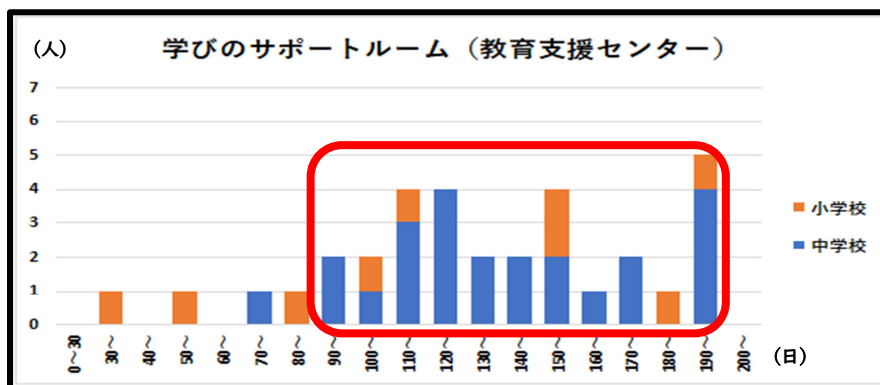
さらに、それぞれの学びの場所を欠席日数別に調べると次のようになりました。

【校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒】



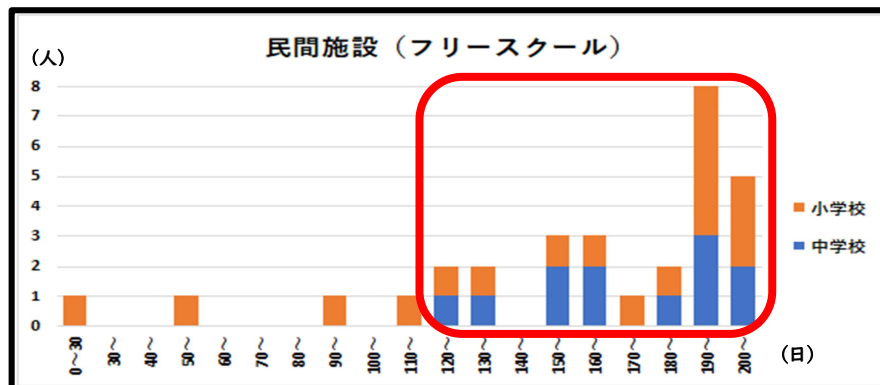
◆150日未満の欠席者が多い ◆小学生が多い ◆150日以上が極端にいない

【学びのサポートルーム(教育支援センター)で支援を受けている児童生徒】



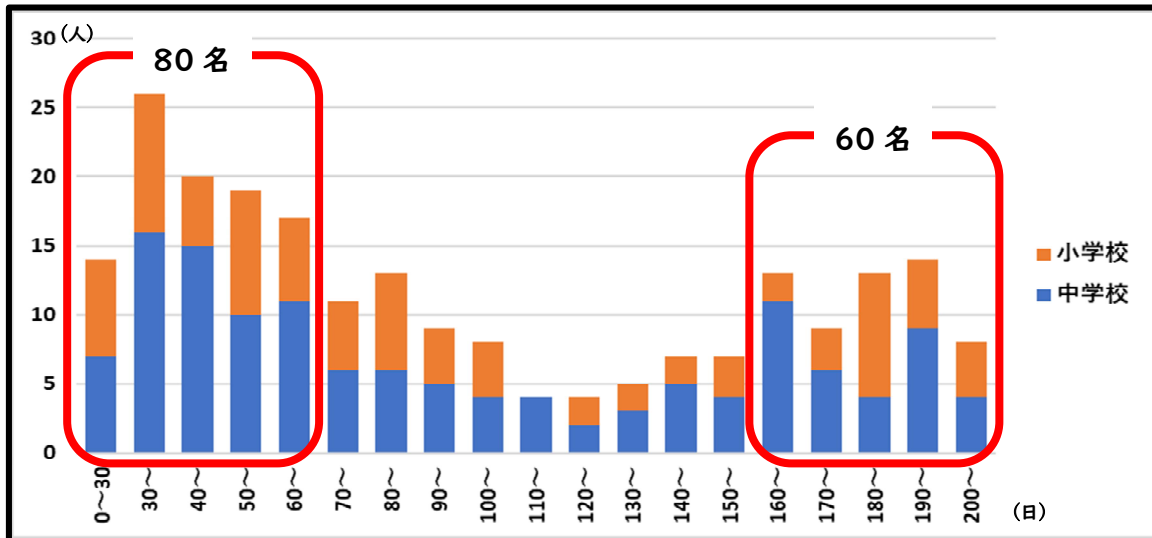
◆90日以上の欠席者が多い ◆中学生が多い ◆90日未満が極端にいない

【民間施設(フリースクール)で支援を受けている児童生徒】



◆120日以上の欠席者が多い ◆小学生が多い ◆120日未満が極端にいない

【自分の教室以外で支援を受けられていない児童生徒】

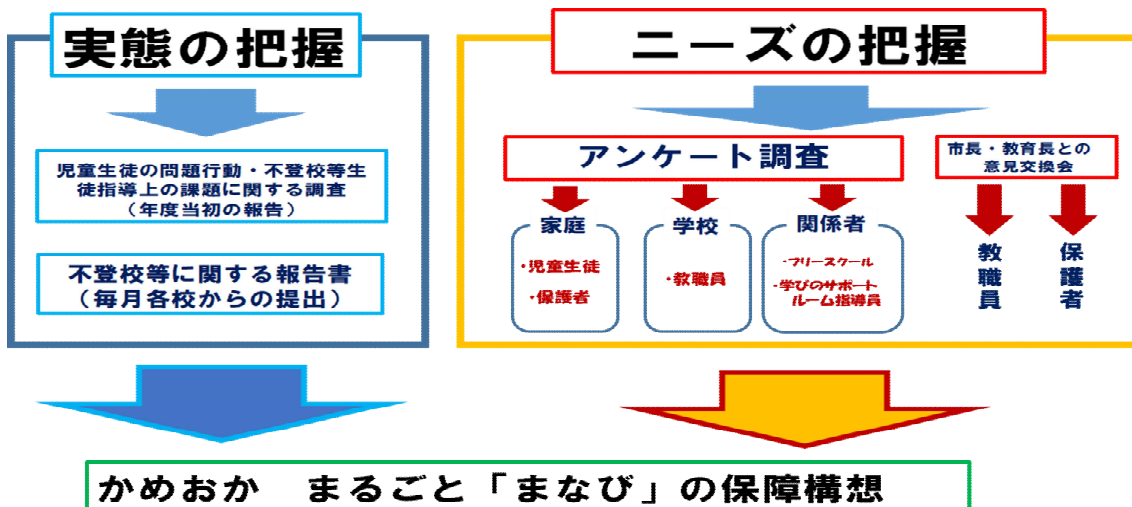


◆0~60日の欠席者(約80名)と160~200日(約60名)の欠席者が多い

教室以外の場所で支援を受けている児童生徒の欠席日数にそれぞれの特徴があり、「なぜ、そのような状況になり、その児童生徒にはどのような支援が必要であるのか」、そして、「教室以外で支援を受けていない児童生徒にどのような学びを保障していくのか」の2点に焦点化した検討に至りました。

(2)「まなび」の支援方法を考えるにあたって

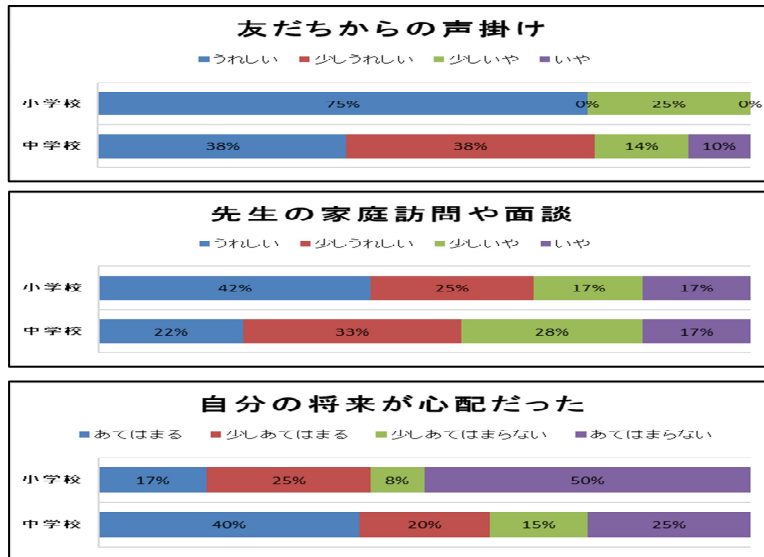
この状況を踏まえ、本市に即した『かめおか まるごと「まなび」の保障構想』を検討するにあたり、実態把握や現状の分析だけではなく、不登校児童生徒及びその保護者、教職員、関係者からのニーズを把握するため、アンケート調査や市長・教育長との意見交換会を実施しました。



3 亀岡市のニーズ調査の分析結果

令和7年6月に実施した、児童生徒のアンケート結果によりますと、【学校を休んだ時に感じたこと、思ったこと】では「ほっとした、安心した」(47%)や「自由な時間が増えてうれしかった」(41%)など自分の気持ちのストレスを軽減できた気持ちがある一方で、「勉強の遅れが心配だった」(38%)など休むことでの不安も感じている結果をなりました。また、「学校にいきたかった」を回答する児童生徒の割合も高く(児童42%、生徒40%)、学校に行きたくても行けない状態であったことがわかりました。

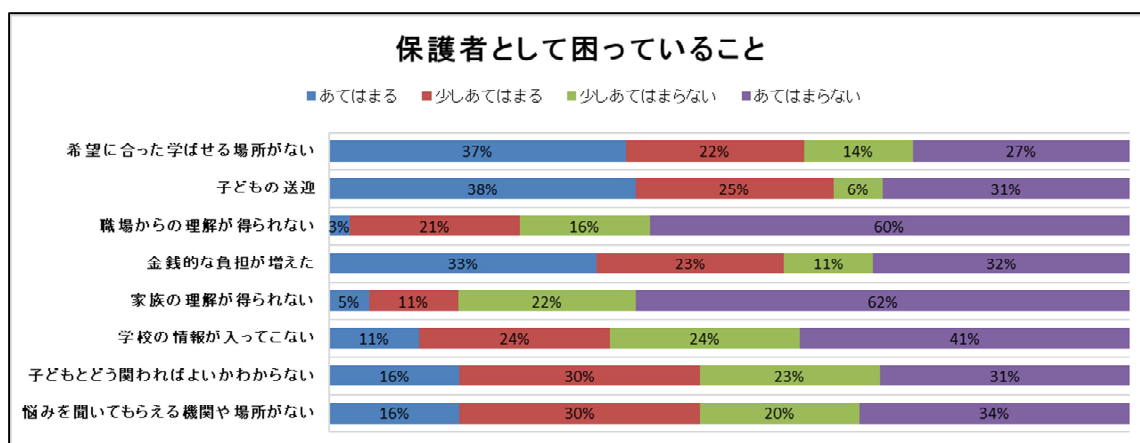
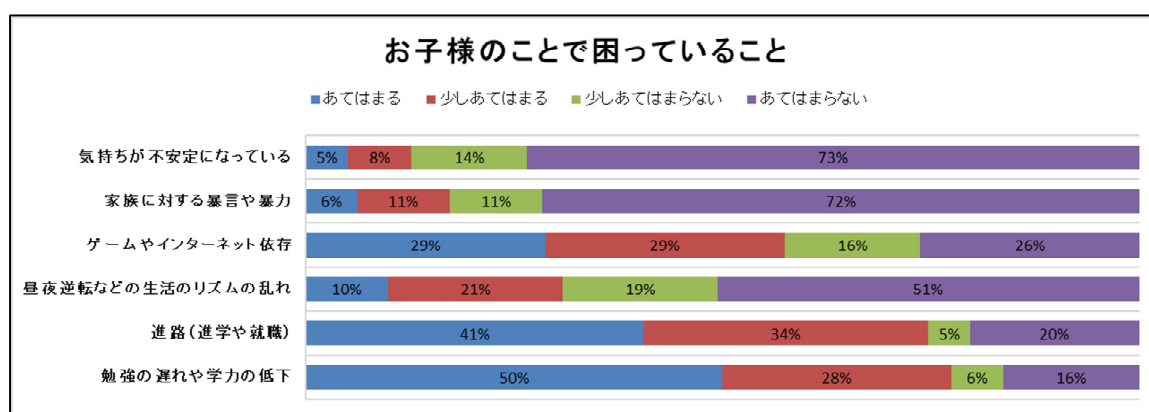
また、小学校と中学校の回答の違いについて分析してみると、小学校では「友達の声掛け」や「先生の声掛け・家庭訪問」をうれしいと感じている児童が多くいること、中学校は今後の将来に心配を感じ、「一人で勉強するところ」や「人に会わずに勉強する場所」を多くの者が望んでいることがわかる結果となりました。(※上記のパーセントは「あてはまる」と回答した児童生徒の割合)



どんなところで学びたいですか？(校種別ランキング)

順位	小学校	割合	順位	中学校	割合
1	興味があることに熱中できるところ	19%	1	一人になれたり、自分のペースで学べるところ	16%
2	友達といっぱい遊べたり、話せたりできるところ	17%	2	自由に自分の生活ペースで学べるところ	15%
3	自由に自分の生活ペースで学べるところ	15%	2	興味があることに熱中できるところ	15%
4	気軽に話せる大人がいるところ	13%	2	勉強が分からなくなったら、教えてくれる人がいるところ	15%
4	勉強が分からなくなったら、教えてくれる人がいるところ	13%	5	好きな勉強ができるところ	11%
6	好きな勉強ができるところ	11%	5	人と会わずに勉強ができるところ	10%
6	一人になれたり、自分のペースで学べるところ	11%	7	友達といっぱい遊べたり、話せたりできるところ	9%
8	その他	2%	8	気軽に話せる大人がいるところ	7%
-	人と会わずに勉強ができるところ	0%	9	その他	1%

また、保護者のアンケート結果によりますと、【お子様のことで困っていること】では「勉強の遅れや学力の低下」(50%)や「進路(進学や就職)」(41%)の割合が高く、休んだ時の勉強について心配される割合が高い結果となりました。また、【保護者として困っていること】に関しては「子どもの送迎」(38%)、「学ばせる場所がない」(37%)、「金銭的負担」(33%)の順に高い結果となりました。(※上記のパーセントは「あてはまる」と回答した保護者の割合)



さらに、教職員のアンケート結果によりますと、不登校児童生徒への支援について、「児童生徒やその保護者との関係づくり」、「学習保障や進路」、「学校内外の支援体制」、「教職員の身体的・心理的な負担」などに課題を感じており、「教員・支援員の増員」、「多様な場の確保」、「ICTを活用した学習支援」、「組織的・複合的な体制づくり」などを望んでいる声が多く集まりました。

また、フリースクールのアンケート結果によりますと、教育委員会・学校・フリースクールが集まって情報交換できる場の提供、保護者に対して情報公開ができる場の提供、学校に対してはフリースクールからの学習評価の提供への反応を期待する意見がありました。

これらの実態の把握、さらにはニーズの把握をした上で、次項以降に示す理念を掲げ、基本方針・施策を検討してまいりました。

第3章 理念・基本方針・施策

1 理念・基本方針・施策の方向性

第2次亀岡市教育振興基本計画の目指す人間像へ向けた育みを進めることを基本とした上で、本構想を策定するに当たり、児童生徒及び保護者、教職員などの関係者から、課題やニーズを把握しました。そこで、その明らかになった課題や多様なニーズ等を踏まえ、「まなび」にアクセスできない、できにくい子どもたちに寄り添うための理念と基本方針・施策の方向性を定め、実効性ある取組につなげてまいります。

【理念】

亀岡市すべての子どもたちの**社会的な自立**を
目指すために**多様な「まなび」**を保障します

【基本方針】

多様なニーズを基に、
多様な「まなび」を提供できる環境を整えます

【施策の3つの方向性】

学校の中にあなたの居場所を整えます

地域の中にあなたの居場所を整えます

あなたに寄り添う体制を整えます

当構想における子どもたちに育てほしい「まなび」とは・・・

認知能力を高める行動のみならず、一人ひとりが心豊かな未来を見据え、探求心を抱いて取り組み、社会的な自立を目指す行動すべてを含めたものと考え、あえてひらがなの「まなび」で表しています。

2 各施策について

学校の中にあなたの居場所を整えます

魅力ある学校づくりに努め、お互いを認め合い、安心できる学級づくりとニーズに合わせた居場所づくりを進めます。



【施策①】 安心できる学校・学級づくり

★多様性を認め合い、全児童生徒が安心して生活できる学校・学級をつくります。

児童生徒が居心地の良い温かさを感じる学校・学級にするため、一人ひとりの人権を尊重しながら、インクルーシブ教育の推進を目指します。子どもたちがルールなどを対話的に見直す取組を通じて、すべての子どもたちが主体的に関われる学校をめざします。また、校長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーターなどの専門家による支援を得ながら、チームとして教育活動を進めていきます。

【施策②】 変化の早期発見・早期対応

★全児童生徒の変化に気づき、早期発見・早期対応に努めるシステムを構築します。

1人1台端末を活用するなどして、児童生徒の小さな声や変化を可視化することで、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付けるようなシステムを構築します。各校が共通で活用できるアセスメントシートを作成し、校内のケース会議などがスムーズに行える環境を整え、組織的な対応を行います。小学校から中学校への連携がスムーズに行えるよう引継ぎシートを作成し、小中連携、引継ぎのシステム化を検討します。

【施策③】 校内教育支援センターの充実

★校内教育支援センターの充実を図り、学びの継続と早期支援を実現します。

自分の学級に入りにくい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができるよう学校内に校内教育支援センターを設置します。各校がそれぞれの状況を踏まえながら校内教育支援センターの充実を図るため、支援員の配置や校内教育支援センターガイドライン策定など効果的な指導体制を構築します。

地域の中にあなたの居場所を整えます

多様なニーズを持つ児童生徒とつながる機会の確保に努め、学校外の居場所や学びのネットワークの充実を図ります。



【施策④】 教育支援センターの充実

★様々なニーズに合わせた教育支援センターの充実を図ります。

教育支援センターは、何らかの理由で、学校に行きにくくなった子どもたちの心の居場所です。ゲームやスポーツ・社会見学・学習等、様々な活動を行い、心の安定や豊かな人間関係ができるよう支援します。相談・援助・指導を計画的に行い、社会的自立に向けた支援を行うことを目的とします。

【施策⑤】 フリースクールとの連携強化

★フリースクール等民間施設との情報共有を強化し、通所する児童生徒及び保護者の負担の軽減を図ります。

児童生徒が安心して学びを継続できるよう、フリースクールや NPO 等の民間教育機関を地域の学びのパートナーとして連携強化します。出席扱いや評価の共有など、制度面での明確化を図りつつ、教育委員会、学校、民間教育機関の三者が定期的に情報共有を行い、児童生徒の学習進度や生活状況を把握しながら、支援の一貫性を確保します。また、保護者に対してはフリースクールの活動内容や支援体制を知るための「説明会」等を開催し、学校に対してはフリースクールの理念や実践を学ぶ「研修会」や「学びの共有会」を設けるなど、相互理解と協働の機会を広げます。

【施策⑥】 地域と協力・支援

★コミュニティスクールなどを活用し、地域と協力し、子どもたちを見守る体制を構築します。

コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校と保護者・地域との連携を強化し、子どもに寄り添う支援を行います。地域の特性や人材を活かし、地域の大人や仲間とゆるやかにつながることができる居場所の確保や、子どもや家庭が孤立せず相談できるアウトリーチ型支援など、学校・家庭・地域が一体となり学校に行きづらい児童生徒を支える支援体制を構築します。

【施策⑦】 ICT の活用

★ICT を活用し、家庭から外に出にくい児童生徒とのつながりを強化します。

1人1台端末やオンライン会議システムを活用し、自分の教室で学びにくい児童生徒に対しても、学校や教育支援センターとつながり続けられる環境を整えます。ロイロノートや Teams などを用いて、学習内容の配信や提出、相談や面談を行う仕組みを整備し、児童生徒の状況に応じた支援を実現します。また、AIドリルの導入やメタバース空間など、新たな学習支援技術の活用についても、児童生徒の実態や安全性を踏まえながら慎重に検討を進めます。

【施策⑧】 新たな「まなび」の場の提供

★学びの多様化学校や福祉とのつながりの場など子どもたちが必要な新たな居場所を検討します。

学びの居場所を見だしにくい児童生徒に対し、地域の多様な資源を活用した新たな学びの場を検討しながら進めていきます。地域の公共施設や、企業等と連携し、社会とのつながりを持ちながら学ぶ体験的なプログラムを展開します。福祉・医療などの関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの将来像を見据えたキャリア形成や社会的自立につながる支援を目指します。

これらの取組を通じて、教育・福祉・地域・企業が連携する※『かめおか まるごと「まなび」ネットワーク』（PI 参照）を形成し、社会的自立へとつながる多様な学びを保障します。



あなたに寄り添う体制を整えます

行政・学校・地域が連携し、不登校に対する理解に努め、児童生徒や保護者に寄り添う体制づくりを進めます。



【施策⑨】 保護者支援の充実

★保護者同士で語らう場・相談できる場をつくり、保護者の悩みや不安を共有・理解できる環境を提供します。

児童生徒を支えるため、保護者が安心して相談・情報収集できる環境を整えます。教育支援センターや相談機関、保護者の会等の情報をわかりやすく整理し提供します。保護者が孤立せず、ともに子どもの成長を支えるための具体的な支援につながるよう取り組みます。

【施策⑩】 不登校に対する知識の浸透

★学校内外で研修を行い、教職員や保護者・地域の方々に不登校に対する知識と理解を深めていただき、亀岡市全体で見守る体制を構築します。

教職員や支援員・ボランティアを対象とした研修会や、保護者・地域住民に向けた啓発活動などを通して、不登校に関する正しい理解を広く浸透させます。よりよい学びには、安心できる場所や信頼できる人が必要であることを共通理解し、教師、保護者、地域が一体となって児童生徒を見守る支援体制を構築します。

【施策⑪】 コンシダーチームの活用

★専門家を加えた※コンシダーチームを結成し、定期的な会議を行い、プランの見直し、さらなる支援の構築に努めます。

児童生徒や保護者、学校や関係機関等を対象とし、定期的に学びの保障に関するニーズ調査を実施します。そして、多様な専門知識やスキルをもつメンバーでコンシダーチームを結成し、ニーズ調査の分析を通して『かめおか まるごと「まなび」の保障構想』の施策等の課題を明らかにするとともに、多角的な視点から解決策を検討していきます。

※コンシダー (consider) とは…「検討する、よく考える」という意味で、特定の事情や背景などを調査・分析した上で、多面的に考え、判断すること

本構想は、亀岡市の子どもたちをまるごと包み込むための礎となるものです。

今後、この理念に基づいた「11の施策」を推進するため、

様々な事業を検討・実施してまいります。

そして、

亀岡市全体で子どもたちの「まなび」を支えるネットワークを築き、

すべての子どもたちの「まなび」につなげてまいります。



